

知っておきたい！「子ども・子育て支援新制度」

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」。知っておきたいポイントを解説します！

新制度のキホン

- 施設の利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受ける必要があります。

○3つの認定区分

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を利用するために、「認定」を受けることが必要となります。認定の区分は、**子どもの年齢と保育の必要性の有無**に応じて、3つに分かれます。（表1参照）

子どもの年齢 \ 保育の必要性	保育が必要	保育は不要
0～2歳	3号認定	—
3～5歳	2号認定	1号認定

（表1）

○保育の必要量

保育の必要量には「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の2種類があり、区分によって保育料が異なります。保育の必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

○利用可能な施設

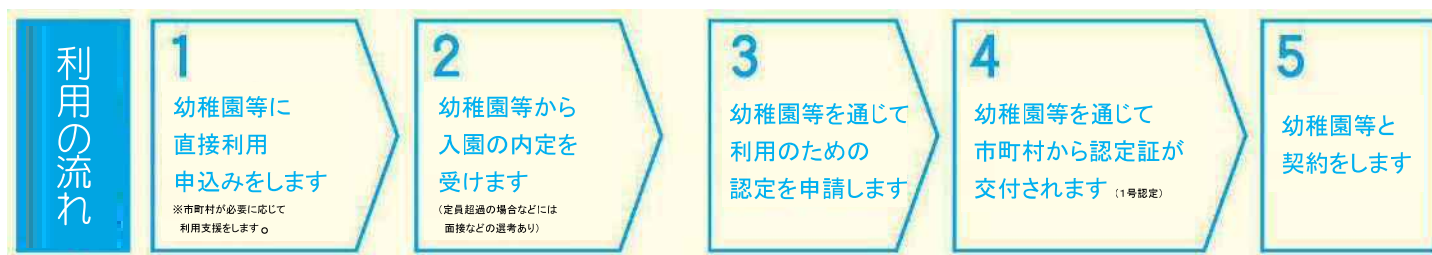
各認定区分により、利用できる施設が異なります。（表2参照）

利用したい施設 \ 認定区分	幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育
	朝～昼すぎ	朝～昼すぎ	朝～夕方	朝～夕方
1号認定（3歳以上）	★	★		
2号認定（3歳以上）			★	★
3号認定（3歳未満）			★	★

（表2）

- 新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

幼稚園等を利用したい場合 < 1号認定 >



- 幼稚園（1号認定）でも、市の定めた階層区分に応じて保育料が変わります！

これまで、幼稚園の保育料は各園の設定により差異がありましたが、公立幼稚園・新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園に関しては階層区分に応じた一定の保育料に統一されます。



保育料が統一されるのは、あくまで**基本部分の保育料**です。給食費・教材費・行事費など、実費で徴収する諸経費は各園により異なります。利用を希望する幼稚園・認定こども園に直接確認してください。

- 要チェック！**新制度に移行していない幼稚園もあります！

新制度に移行しなかった私立幼稚園に関しては、従来の就園奨励補助金制度が適用されます。詳細は利用を希望する幼稚園に直接確認してください。

- 公立幼稚園で一時預かり保育（なかよしひろば）が始まっています！

平成27年6月1日から子育て支援の一環として、公立幼稚園の通常保育の終了後に一時預かり保育を実施しています。利用に関しては仕事や介護などの条件はありません！

- 対象：在園児
- 実施時間：16時30分まで
- 利用定員：1日20名/各園
- 一時預かり保育料： 弁当なし日（水・金）400円/1回 弁当日（月・火・木）200円/1回
※運営上、変更される場合があります。